

報 第 8 号

専決処分報告について

(門出教員住宅の屋根雪落下による家屋物損事故に係る
和解及び損害賠償額の決定について)

門出教員住宅の屋根雪落下による家屋物損事故に係る和解及び損害
賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 5 月 1 8 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

専第7号

門出教員住宅の屋根雪落下による家屋物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の門出教員住宅の屋根雪落下により隣接家屋の一部を損傷させた事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）5月12日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方の家屋の被害総額（561,000円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 561,000